定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月八日

神奈川県茅ヶ崎市矢畑一〇七一番地

チェックポイント・マニュファクチュア

リング・ジャパン株式会社

代表取締役　都築　秀年

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年九月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月八日

静岡県静岡市駿河区曲金五丁目一番一号

株式会社天神屋

代表取締役　石川　頼重

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月八日

大阪市西区江戸堀一丁目三番三号

第一船舶株式会社

代表取締役　上窪　良和

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社翔屋と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年九月八日

愛知県あま市森一丁目二番二号

株式会社東実

代表取締役　迫　道矢

限定承認公告

本籍東京都文京区千駄木五丁目二三番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山五丁目一番二〇号―三〇六

被相続人　亡　谷川　信夫

右被相続人は平成二十二年六月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年八月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日

東京都世田谷区南烏山五丁目一番二〇号―三〇六

相続財産管理人　谷川ノリ子

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市神野町神野一二八一番地、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町一〇一番地岩倉病院内　被相続人　亡　納庄末欣子

右被相続人は平成二十二年六月三日死亡し、その相続人は平成二十二年八月三十一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日

京都府京田辺市大住ケ丘四丁目二一番地二四

限定承認者　納庄　幸子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十月十二日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十二年十月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月八日

京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町四五六番地

株式会社今井プリント

代表取締役　今井　絹子

事業譲渡につき通知公告

株主各位

当社は、株式会社ＮＫＩ（住所長崎市出島町一五番七号）に対し、当社事業の一部である酒類食品卸売事業及びコカコーラ事業を譲渡することにいたしましたので、会社法第四六九条第三項及び第四項の規定に基づき公告いたします。

効力発生日は平成二十二年十月一日であり、当社の株主総会の承認決議は、平成二十二年六月二十八日開催の第六十一期定時株主総会において終了しております。

平成二十二年九月八日

長崎市出島町一五番七号

株式会社長崎県酒販

代表取締役　田浦　利典

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年九月二十四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

当社が利用可能な資金（以下「現金余裕金」という。）をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、当社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役決定日から六箇月以内に行う。

四、減少する優先資本金の額

金三億五千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

七千口（A号優先出資につき五千六百口、B号優先出資につき千四百口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。

八、消却に要する金額　金三億五千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類　全優先出資

平成二十二年九月八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

Ｆ４０１７特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年九月二十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。

二、優先資本金の額の減少をする要件

ある事業年度（以下「配当不足事業年度」という。）に係る配当可能利益が、A号優先出資普通配当枠の満額の配当を行うのに不足（以下、かかる配当の不足額を「配当不足額」という。）すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。

四、優先資本金の減少の額

金三百十五万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

A号優先出資、六十三口

六、消却の方法

買入消却とする。すなわち、取締役が決定する優先資本金の減少額を、買入を希望するA号優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で買入消却する。

七、消却に要する金額

金三百十五万円

八、減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十二年九月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ライズ・プロパティ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五百十万円減少し、金四億四千三百十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月九日であり、社員総会の決議は平成二十二年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月二十三日

掲載頁　一一〇頁（号外第一五四号）

平成二十二年九月八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ１０特定目的会社

取締役　石田　泉

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月八日付第一九〇号一二

月六日付衆会第三号㈠八ペ

◉付録　八月官報目録一二ページ

八ページ●同日付政府調達第一七〇号一六ページ●八ページ●同㈡四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）